

柏保指第85号  
令和2年4月8日

市内高齢者施設・事業所  
管理者様

柏市長 秋山浩保  
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う感染予防対策の協力について（通知）

日頃より本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言が昨日発令され、千葉県から別添のとおり特措法に基づく措置内容が公表されました。県内の社会福祉施設に対する措置内容は、現時点では施設の使用制限等（サービス提供の休止や縮小）を要請するものではなく、感染予防対策の協力を依頼するものとなっております。

事業所の皆さまにおかれましては、既に新型コロナウイルスの感染予防対策に努めていただいていることと存じますが、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、引き続き感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添のとおり厚生労働省から事務連絡「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（介護保険最新情報 Vol.808）が発出されておりますので、感染拡大防止に向けた取り組みについて改めてご確認のうえ、必要な取り組みを行っていただきますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

柏市保健福祉部 法人指導課 介護事業者担当

電話 04-7168-1040

FAX 04-7162-0585

E-Mail [info-hjns@city.kashiwa.chiba.jp](mailto:info-hjns@city.kashiwa.chiba.jp)